

第10期三浦市高齢者保健福祉計画・三浦市介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名

第10期三浦市高齢者保健福祉計画・三浦市介護保険事業計画策定支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、国や県の動向、本市の高齢者の状況等を的確に把握するとともに、本市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス見込量等を定める「第10期三浦市高齢者保健福祉計画・三浦市介護保険事業計画」の策定を支援することを目的とする。

計画目標年度は、令和9年度から令和11年度までとする。

また、本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に定める「成年後見制度利用促進基本計画」、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）第13条に規定する「認知症施策推進計画」を包含する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) 現状分析

ア 高齢者福祉及び介護保険事業に関する現状分析

- ・本市の「第5次三浦市総合計画」、「三浦市地域福祉計画」や神奈川県「かながわ高齢者保健福祉計画」その他関連計画を参照することで、社会経済的特性や地域福祉資源の整備状況、本市の高齢者を取り巻く状況、介護保険サービスの利用等について整理すること。
- ・現行計画において設定した基本目標に基づき、計画内に記載された施策について施策評価シート等を作成することで、その内容を評価するとともに、新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討を行うこと。また、必要に応じて、各課へのヒアリング調査を実施すること。

イ 他保険者等の動向把握・情報提供支援

- ・国及び都道府県、他保険者等の動向を把握・分析すること。
- ・必要に応じて、他保険者における先進事例等について、情報提供を行うこと。

(2) 人口推計及びサービス見込量・保険料の設定支援

- ・人口、被保険者数及び要介護認定者数の将来推計を行うこと。
- ・認知症高齢者数の将来推計を行うこと。
- ・地域包括ケア「見える化」システムを活用し、介護給付費対象サービス等の利用者数及び見込量を算出すること。推計値や見込量については、複数回推計を行う必要があると想定されるため、その都度地域包括ケア「見える化」システムへの入力及び修正作業に対応すること。

- ・上記をふまえ、保険料の設定に関する提案を行うこと。

(3) 計画の策定支援

- ・各種調査結果や現状分析の結果をもとに、本計画策定にあたっての課題をとりまとめ、分析すること。また、包含計画に関連する現状分析や、委託者によるヒアリング調査等の実施結果についても、課題のとりまとめ・分析等を行い、必要に応じて、計画案に掲載すること。
- ・計画の基本視点、具体的施策や事業の展開案を検討すること。
- ・施策の実行評価が可能となるような数値目標及び指標を設定すること。
- ・計画書（骨子案）について、三浦市介護保険事業推進委員会（以下「委員会」という。令和8年度第1回の開催は令和8年8月を想定。）までに作成すること。
- ・計画書（素案）について、令和8年9月末までを目安に作成すること。計画書（素案）は、庁内調整後、第2回委員会（令和8年11月を想定。）を経て、パブリックコメントを実施する（令和8年11月から同年12月までを想定。）。
- ・計画書（原案）について、パブリックコメントの実施後、第3回委員会（令和9年1月を想定。）までに作成すること。第3回委員会後、計画書（案）を作成し、県との事前協議を行う。
- ・県との事前協議後の計画書（案）について、庁議を経て完成とした後、市議会（令和9年3月）に報告し、第4回委員会（令和9年3月下旬を想定。）にて最終報告する。

※具体的な手法については、国及び都道府県の指針等に従うこと。

※計画書（素案）、計画書（原案）及び計画書（案）は、ユニバーサルデザインの視点をもって作成し、誰にでも分かりやすい資料となるよう配慮すること。

(4) パブリックコメントの実施支援

- ・計画書（素案）についてパブリックコメントを実施する。実施時期は、令和8年11月から同年12月までを想定している。
- ・委託者においてパブリックコメントを実施する際、実施方法やとりまとめ方法についての助言を行うこと。
- ・パブリックコメントによる意見を集約するとともに、必要に応じて計画書（原案）に反映すること。

(5) 委員会の運営支援

- ・計画策定に当たっては、委員会を開催し、意見聴取を行う。委員会は、年4回（令和8年8月、同年11月、令和9年1月、同年3月）、平日午後2時間程度を想定しており、受託者は第1回から第3回までの運営支援を行うこと。
- ・事前に委員会の開催に向けて委託者と協議の上、必要に応じて資料を作成すること。
- ・本業務に関わる担当者が委員会に出席し、運営支援（必要に応じて、資料説明や質疑対応等を含む。）を行うこと。
- ・第1回から第3回までの各回開催後2週間以内に、議事録を作成すること。

(6) 成果品

ア 計画書（骨子案）

○電子データ（Word 又は Excel データ及び PDF データ）

イ 計画書（素案）＜パブリックコメント用＞

○電子データ（Word 又は Excel データ及び PDF データ）

ウ 計画書（原案）

○電子データ（Word 又は Excel データ及び PDF データ）

エ 計画書（案）

○電子データ（Word 又は Excel データ及び PDF データ）

オ その他本業務で作成・使用したデータ

○CD-R 又は DVD-R に格納（1部）

5 その他

- ・本業務の履行に係る打合せは、履行期間中は適宜、対面、電話、メール等で行うこと。また、打合せの結果については、受託者が記録・整理のうえ、打合せ終了後速やかに提出すること。
- ・本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について委託者と協議すること。
- ・仕様書の詳細に係る事項や仕様書に定めのない事項は、国及び都道府県の指針等に準拠し、技術上必要と認められる事項について、受託者の責任において補充するものとする。また、業務遂行にあたって疑義・変更が生じた場合は、対応方法等について委託者と協議するとともに、協議結果をもとに誠意を持って対応すること。
- ・第三者が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理等を行うこと。委託者が制作したデータやイラスト等の二次利用については、委託者と協議のうえ、許可された範囲内で使用すること。
- ・本業務のすべての成果品に係る著作権・版權等の権利は委託者に帰属する。受託者において責任をもって校正した後、委託者の確認・承認を受けること。業務委託終了後に成果品の誤りや不備が発見された場合は、委託者と協議のうえ、修正対応を行うこと。
- ・今後の法改正に伴い、国及び都道府県の指針等に変更等が生じた場合は、可能な限り対応すること。また、国及び都道府県への各種報告や資料提出があった場合には、委託者の指示する時期に円滑に対応すること。
- ・委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応すること。